

質問回答書

UR川口並木町跡地を利用する事業者選定公募型プロポーザルに関する質問について、以下のとおり回答します。

番号	資料の種類・ページ	質問事項	回答	掲載日
1	実施要項4ページ （3）土地交換にかかる条件	不動産鑑定費用の予算確保のため、予め見積りは川口市で実施し、提示いただけるのですか。提示いただける場合、いつまでに提示していただけるますか。	不動産鑑定費用の見積りについては、企画提案書の受付期間及びプロポーザルの実施前には提示はいたしません。予算確保のために必要であれば、複数業者から見積りを徴する等で、費用の算定をしてください。	7月14日
2	実施要項2ページ 2（3）公募対象地内の残置物について	建物解体時の基礎等の撤去の工法等の開示をしていただきたい。	実施要項に記載のとおり、公募対象敷地内に関する資料は「参考図書」にて開示するものだけとなります。	7月22日
3	実施要項2ページ 2（4）公募対象地内の環境について	建設開始後、建設土処理にあたり汚染が発見された場合、土壌汚染処理費用は川口市が負担していただけるのか。	実施要項に記載のとおり、公募対象地の埋蔵物等の処理・汚染処理費用、敷地内の残置物の解体・撤去費用及び撤去後の造成費用に要する費用は事業者の負担とし、川口市は物理的、法律的、心理的、その他事業に不適合となるものの一切の責任は負わず、現状有姿で引き渡します。	7月22日
4	実施要項3ページ 3（2）土地利用にかかる条件	公募対象地内から参考図書以外の残置物が発見された場合、処分費用は川口市が負担していただけるのか。	実施要項に記載のとおり、公募対象地の埋蔵物等の処理・汚染処理費用、敷地内の残置物の解体・撤去費用及び撤去後の造成費用に要する費用は事業者の負担とし、川口市は物理的、法律的、心理的、その他事業に不適合となるものの一切の責任は負わず、現状有姿で引き渡します。	7月22日
5	実施要項4ページ 3（3）土地交換にかかる条件	不動産鑑定について、市の指定する鑑定先は提示していただけますか。	企画提案書の受付期間及びプロポーザルの実施前には提示はいたしません。なお、不動産鑑定については、建物の図面案等の資料を提供し実施しますので、鑑定に数カ月程度を要することを見込んでおります。	7月22日

6	実施要項5ページ 4（2）参加条件について ア	応募事業者が保育所経営を実施する のですか。	保育所の事業運営については、川口市が主導で実施しますので、保育所の経営に係る部分については除外します。	7月22日
7	実施要項5ページ 4（2）参加条件について ア	施設の保守の内容及び期間について 示してください。	建物の整備だけでなく、建物全体の維持管理について、継続的に関わっていくことを求めています。	7月22日
8	実施要項5ページ 4（2）参加条件について オ	保育所等の建設、経営に係る資金計画が適切であることとあるが、事業者は保育所経営を実施するのですか。	保育所の事業運営については、川口市が主導で実施しますので、保育所の経営に係る部分については除外します。	7月22日
9	実施要項5ページ 4（2）参加条件について キ	建物完成後は、土地の所有者は川口市及び区分所有者の持ち分割合によるものとなるのか。	お見込みのとおり。	7月22日
10	実施要項16ページ 11 その他 （6）	保育所は、事業者が運営し、運営費用は川口市が負担するのですか。	保育所の事業運営については、川口市が主導で実施します。	7月22日

以上